証券コード：　3419
平成28年1月14日

株主各位

東京都港区海岸一丁目14番24号
アートグリーン株式会社
代表取締役社長　田中　豊

第24回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年1月28日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　時　　平成28年1月29日（金曜日）　午前10時00分

2．場　所　　東京都港区海岸一丁目14番24号　鈴江第3ビル
当社6階会議室

3．目的事項

報告事項　1．第24期（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）
事業報告、並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件
2．第24期（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議案　　取締役2名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.artgreen.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自平成26年11月1日　至平成27年10月31日）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費に緩やかな持ち直し傾向がみられる一方、輸出や生産が年初にかけて増加した反動もあり、一部弱含んでいることから、設備投資への様子見姿勢が強まっているように感じております。しかしながら、引き続き景気回復に対する各企業の期待は維持されており、雇用情勢等の改善傾向もみられるなど、景気は総じて再び緩やかに回復へ向かう見込みであると考えております。

花き業界におきましては、この夏、７月の平均気温が世界で観測史上最高を記録するなどの猛暑や、８月と９月に同時に２つの台風が上陸するなど異常気象に見舞われ、通常では熱帯地域以外の環境では開花しないとされるサトイモの花が、関東地域でいくつも開花したなどの異常な現象も確認されました。

このような事業環境の中、特に胡蝶蘭生産提携農園では、温度管理と湿度管理を例年以上に慎重且つ細部に亘り調整を行い対応いたしました。異常気象の影響により全国的に胡蝶蘭の開花が早まり、８月は卸売市場に胡蝶蘭等の商品が溢れ、一方９月はその反動で商品不足となるなど、需給のバランスが崩れる等の減収要因はあったものの、通期において効率的な経営を進めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,686,667千円（前事業年度比19.8%増）、営業利益は59,293千円（同25.2%増）、経常利益は57,714千円（同22.8%増）、当期純利益は45,316千円（同49.2%増）となりました。

なお、当社は生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

（フラワービジネス支援事業）

フラワービジネス支援事業につきましては、異業種支援業務における既存取引先への販売強化として、引き続き各社オリジナルのフラワーギフトカタログを作製し、提案営業の強化に注力いたしました。

また、９月並びに10月と秋のブライダルシーズンにおいて、昨年度を上まわる婚礼装花の受注増がありました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は、1,052,889千円（前事業年度比12.9%増）となりました。

(ナーセリー支援事業)

ナーセリー支援事業につきましては、台湾の提携農場と国内の取引先農園とのコミュニケーションの強化に注力いたしました。また、国内の提携３農園の生産育成指導の強化を行い、製品の品質及び生産効率の向上や経営支援の強化に注力いたしました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は、453,083千円（前事業年度比39.4%増）となりました。

(フューネラル事業)

フューネラル事業につきましては、既存取引先へのアフターフォロー営業の強化を中心に注力いたしました。また、新規顧客開拓として、既存取引先からの様々な相談に対応することで、紹介営業につなげられるよう注力いたしました。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は、180,694千円（前事業年度比19.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の運転資金として長期借入金 73,607 千円の資金調達を行いました。

(4) 財産および損益の状況

区　　分	第 21 期 (平成 24 年 10 月期)	第 22 期 (平成 25 年 10 月期)	第 23 期 (平成 26 年 10 月期)	第 24 期(当期) (平成 27 年 10 月期)
売　上　高（千円）	1,105,591	1,249,677	1,408,468	1,686,667
経常利益（千円）	40,988	45,821	47,013	57,714
当期純利益（千円）	28,385	40,200	30,379	45,316
1 株当たり当期純利益（円）	31.89	45.16	34.13	50.91
総　資　産（千円）	383,775	425,251	484,982	556,904
純　資　産（千円）	130,479	171,599	202,163	247,518
1 株当たり純資産（円）	146.60	192.80	227.14	278.11

(注) 当社は、平成 27 年 8 月 28 日付で、普通株式 1 株につき 400 株の株式分割を行っております。第 21 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割および譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の所属する花き業界は、ここ数年続いた景気の低迷を受けて、市場規模が微減傾向にあります。小売市場の頭打ち、婚姻件数の減少傾向や一件当たり単価の下落によるブライダル需要の低迷など、当社の経営環境は引き続き厳しいものと認識しております。一方、第三次安倍内閣の経済対策等により、国内の経済は徐々に回復基調にあり、贈答用の花き類の需要は堅調に推移しております。このような状況下、当社は、中期事業計画の達成に向けて次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを生かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社の事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化が急務であると認識しております。費用対効果を十分に検証したうえで、必要な要員の確保や組織の構築を図ってまいります。

③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増加するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③親会社等との取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項

当社の銀行借入金に対して、親会社等である当社代表取締役社長田中豊より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等に対して保証料の支払いは行っておらず、当該取引は当社の利害を害さないものと判断しております。

(10) 主要な事業内容（平成27年10月31日現在）

事業区分	事業の内容
①フラワービジネス支援事業	生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業
②ナーセリー支援事業	農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援
③フューネラル事業	葬祭用切花の販売

(11) 主要な事業所（平成27年10月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区海岸一丁目14番24号
大阪支店	大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区西日置二丁目6番5号
福岡営業所	福岡県福岡市博多区対馬小路二丁目16番

(12) 使用人の状況（平成27年10月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数(年)
45名	＋4名	35歳4ヶ月	3年8ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（21名）は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況（平成27年10月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	44,454千円
株式会社東京都民銀行	33,330千円
株式会社みずほ銀行	26,964千円
株式会社阿波銀行	15,006千円
株式会社横浜銀行	13,000千円
株式会社東日本銀行	12,772千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	9,175千円
大東京信用組合	4,054千円

2．会社の株式に関する事項（平成27年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　3,200,000株

(2) 発行済株式総数　890,000株

(3) 株主数　6名

(4) 株主の状況

株　主　名	持株数	持株比率
田中　豊	716,000株	80.45%
根本　和典	84,000株	9.44%
株式会社ｉ８７９	48,000株	5.39%
芝田　新一郎	20,000株	2.25%
堀　威夫	18,000株	2.02%
伊藤　正之	4,000株	0.45%

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（平成 27 年 10 月 31 日現在）

名称	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日	平成 25 年 10 月 31 日	平成 26 年 10 月 31 日
新株予約権の数	150 個	5 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　60,000 株	当社普通株式　2,000 株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使価額	148 円	252 円
新株予約権の行使期間	平成 27 年 10 月 28 日～ 平成 35 年 10 月 27 日	平成 28 年 11 月 2 日～ 平成 35 年 10 月 30 日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 当社監査役	 3 名　60 個 1 名　1 個	 － 1 名　1 個
新株予約権の主な行使条件	（注）２	（注）２

（注）１．平成 27 年 8 月 5 日開催の取締役会決議において、平成 27 年 8 月 28 日付で普通株式 1 株につき 400 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。

③当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。

④取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。

⑤新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使することができません。

（２）当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権は、「（１）当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要」の「第 4 回新株予約権」に記載の内容のとおりであり、その合計は以下のとおりであります。

名称	第４回新株予約権
交付された者の人数 当社使用人	 4 名
新株予約権の数	4 個

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する状況

（1）取締役及び監査役（平成27年10月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中　豊	—
専務取締役	根本　和典	事業本部長
取締役	伊藤　正之	事業本部副本部長
取締役	芝田　新一郎	管理部長
常勤監査役	横田　孝	—
監査役	藤本　健介	—
監査役	山田　孝雄	—

（注）監査役のうち、横田孝および山田孝雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	員数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役	4	34,380
（うち社外取締役）	（－）	（－）
監査役	3	3,030
（うち社外監査役）	（2）	(2,670)
合計	7	37,410
（うち社外役員）	（2）	(2,670)

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 平成20年1月25日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額は年間60,000千円、監査役の報酬限度額は年間10,000千円と決議いただいております。

（3）社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	横田　孝	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を生かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	山田　孝雄	平成27年1月30日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会13回のうち13回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた知識や経験を生かし、能動的・積極的に意見を表明しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

5．会計監査人に関する状況（平成27年10月31日現在）

（1）会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

該当事項はありません。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようにコンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図るとともに、社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月１回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名する。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

すべての取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行なわなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を遅滞なく行うよう、取締役及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

⑧その他の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月１回以上、計15回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

② 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は計13回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

③ コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④ 内部監査体制

内部監査計画書に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤ 反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に 1 度、継続取引先で前回調査実施から 1 年以上経過している取引先について調査を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

貸借対照表

（平成27年10月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**492,102**	**流動負債**	**237,328**
現金及び預金	175,575	買掛金	70,313
受取手形	163	1年内返済予定の長期借入金	86,838
売掛金	202,242	未払金	33,996
商品及び製品	19,153	未払費用	13,195
仕掛品	75,819	未払法人税等	7,516
原材料及び貯蔵品	393	預り金	2,361
前払費用	5,348	賞与引当金	10,845
繰延税金資産	7,303	その他	12,262
その他	8,621	**固定負債**	**72,057**
貸倒引当金	△2,517	長期借入金	71,917
固定資産	**64,802**	その他	140
有形固定資産	**8,716**		
建物	4,837		
車両運搬具	145		
工具、器具及び備品	1,142		
土地	2,590	**負債合計**	**309,386**
無形固定資産	**3,217**	（純資産の部）	
ソフトウェア	3,073	**株主資本**	**246,827**
その他	144	**資本金**	**94,675**
投資その他の資産	**52,868**	**資本剰余金**	**44,787**
投資有価証券	2,848	その他資本剰余金	44,787
出資金	73	**利益剰余金**	**107,364**
長期前払費用	249	**その他利益剰余金**	**107,364**
保険積立金	28,340	繰越利益剰余金	107,364
破産更生債権等	32,800	**評価・換算差額等**	**690**
繰延税金資産	821	その他有価証券評価差額金	690
その他	20,104		
貸倒引当金	△32,370	**純資産合計**	**247,518**
資産合計	**556,904**	**負債・純資産合計**	**556,904**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自平成26年11月 1日
至平成27年10月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**1,686,667**
売　上　原　価		**1,057,692**
売　上　総　利　益		**628,975**
販売費及び一般管理費		**569,682**
営　業　利　益		**59,293**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	253	
その他	1,566	1,819
営　業　外　費　用		
支払利息	1,647	
その他	1,750	3,398
経　常　利　益		**57,714**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	308	308
税引前当期純利益		**58,022**
法人税、住民税及び事業税	12,230	
法人税等調整額	475	12,706
当　期　純　利　益		**45,316**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自平成26年11月 1日 至平成27年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	94,675	44,787	44,787	62,048	62,048	201,511
事業年度中の変動額						
当期純利益				45,316	45,316	45,316
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	45,316	45,316	45,316
当期末残高	94,675	44,787	44,787	107,364	107,364	246,827

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	652	652	202,163
事業年度中の変動額			
当期純利益			45,316
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	38	38	38
事業年度中の変動額合計	38	38	45,354
当期末残高	690	690	247,518

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①　市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②　市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③　原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）長期前払費用

定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不

能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額　16,936 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式総数

普通株式　　890,000 株

平成27年8月28日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行ったことにより、発行済株式総数が 887,775 株増加しております。

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	710千円
貸倒引当金	11,446千円
賞与引当金	3,834千円
減価償却費超過額	1,307千円
投資有価証券評価損	617千円
資産除去債務	1,025千円
その他	2,757千円
繰延税金資産小計	21,700千円
評価性引当額	△13,197千円
繰延税金資産計	8,503千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△377千円
繰延税金負債計	△377千円
繰延税金資産の純額	8,125千円

2．法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 2 号）が、平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりまし

た。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.12%から35.36%に変更されております。これよる影響額は軽微であります。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。当社では、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）については、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)をご参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	175,575	175,575	—
(2) 受取手形	163	163	—
(3) 売掛金	202,242	202,242	—
(4) 投資有価証券	2,757	2,757	—
(5) 破産更生債権等	32,800		
貸倒引当金 (※1)	△32,370		
差引	429	429	—
資産計	381,169	381,169	—
(1) 買掛金	70,313	70,313	—
(2) 未払金	33,996	33,996	—
(3) 未払法人税等	7,516	7,516	—
(4) 預り金	2,361	2,361	—
(5) 長期借入金 (※2)	158,755	158,801	46
負債計	272,942	272,988	46

(※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額（千円）
非上場株式	91
出資金	73

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注３) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	175,575	－	－	－
受取手形	163	－	－	－
売掛金	202,242	－	－	－
合計	377,981	－	－	－

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注４) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	86,838	48,321	14,945	8,004	647	－
合計	86,838	48,321	14,945	8,004	647	－

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	田中豊	(被所有)直接80.4%	債務被保証	借入金に対する債務被保証(注1)	112,653	—	—

(注1) 当社の銀行借入金に対して当社代表取締役社長　田中豊より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額　　278円11銭

2．1株当たり当期純利益　　50円91銭

当社は、平成27年8月28日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1．公募による募集株式の発行

当社は、平成27年12月18日付で名古屋証券取引所セントレックス市場に上場いたしました。当社は株式上場にあたり、平成27年11月16日及び平成27年11月27日開催の取締役会において、次のとおり新株式を発行することを決議しており、平成27年12月17日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法　一般募集(ブックビルディング方式による募集)

(2) 募集株式の種類及び数　当社普通株式　200,000株

(3) 発行価格　1株につき420円
一般募集はこの価格にて行いました。

(4) 引受価額　1株につき386.40円
この価額は、当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 払込金額　1株につき386.40円
この金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年11月27日開催の取締役会において決定された金額であります。

（６） 払込期日　平成 27 年 12 月 17 日
（７） 資本組入額　１株につき 193.20 円
（８） 発行価額の総額　84,000 千円
（９） 引受価額の総額　77,280 千円
（１０）資本組入額の総額　38,640 千円
（１１）資金の使途

受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステム投資、会計システム投資、自社製品（胡蝶蘭）生産育成のための運転資金及び、事業拡大による増加運転資金に充当する予定であります。

２．第三者割当増資による募集株式の発行

当社は、平成 27 年 12 月 18 日付で名古屋証券取引所セントレックス市場に上場いたしました。当社は株式上場にあたり、平成 27 年 11 月 16 日及び平成 27 年 11 月 27 日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、次のとおり同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

（１） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　30,000 株
（２） 割当価格　１株につき 386.40 円
（３） 払込金額　１株につき 386.40 円
（４） 申込期日　平成 28 年１月 21 日
（５） 払込期日　平成 28 年１月 22 日
（６） 資本組入額　１株につき 193.20 円
（７） 割当価額の総額　11,592 千円
（８） 引受価額の総額　11,592 千円
（９） 資本組入額の総額　5,796 千円
（１０） 割当先　エイチ・エス証券株式会社
（１１）「１．公募による募集株式の発行　（１１）資金の使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月22日

アートグリーン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木下　洋　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　紙本竜吾　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の平成26年11月１日から平成27年10月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月16日及び平成27年11月27日開催の取締役会において公募による新株式発行を決議し、平成27年12月17日に払込みが完了している。

2．個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月16日及び平成27年11月27日開催の取締役会においてオーバーアロットメントによる株式の売出しに関して第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検

討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成28年1月8日

アートグリーン株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	横田　　孝	㊞
監　査　役	藤本　健介	㊞
監査役　（社外監査役）	山田　孝雄	㊞

株主総会参考書類

議案　　取締役２名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	しばた　ますじ 柴田　益司 （昭和26年9月6日生）	昭和63年４月　合資会社大城物産入社 平成４年４月　有限会社シバタナーセリー設立 代表取締役就任 平成10年12月　アートグリーン株式会社入社 取締役種苗部部長就任 平成24年５月　当社取締役退任 平成27年４月　当社事業本部副本部長（現任）	－　株
2	こまつ　りゅういち 小松　隆一 （昭和17年12月9日生）	昭和36年４月　大和証券投資信託販売株式会社 （現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成７年６月　ユニバーサル証券（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 取締役就任 平成10年６月　同社常務取締役就任 平成11年６月　同社専務取締役就任 平成14年４月　つばさ不動産株式会社（現MUSビジネスサービス株式会社）代表取締役就任 平成15年４月　UFJつばさビジネスサービス株式会社（現MUSビジネスサービス株式会社）特別顧問就任 平成18年５月　株式会社セールスアウトソーシング代表取締役就任 平成22年８月　同社相談役就任（現任）	－　株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．小松隆一氏は、社外取締役候補者であります。
３．小松隆一氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。
４．小松隆一氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に

基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．小松隆一氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上